

第4回 三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 事項書

日時: 令和元年8月7日(水) 14:00 ~

場所: 第一ビル 6階大会議室
(津市羽所町345番地)

1 開会

2 議事

(1) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について(中間案)

3 その他

4 閉会

配布資料一覧

資料1 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について(中間案)

資料2 指摘事項及び課題に対する対応案

資料3 今後のスケジュール(案)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の
改正のあり方について（中間案）

令和元年 8 月

三重県環境審議会 産業廃棄物条例部会

<目 次>

これまでの審議の経過	1
1 条例改正の必要性等	2
(1) 条例制定の経緯	
(2) 条例改正の必要性	
2 条例の改正内容（案）及びその考え方	5
(1) 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し	
(2) 優良認定処理業者への処分の委託時における規制の合理化	
(3) 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等	
(4) 土地所有者等への指導	

【参考資料】

参考資料 1 諮問書（写）

参考資料 2 三重県環境審議会産業廃棄物条例部会委員名簿

これまでの審議の経過

三重県環境審議会（以下「審議会」という。）は、平成30年度第2回審議会（平成31年1月30日開催）において、三重県知事から諮問があった「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方」についての審議を行い、産業廃棄物条例部会（以下「部会」という。）を設置し、調査・検討することを決定しました。

これを受け、部会では、審議会からの付託に基づき、①条例改正の必要性、②改正内容（案）及びその考え方等について、審議を行いました。

審議にあたっては、県民の皆さんが安全で安心な暮らしを営めることを念頭に置き、三重県を取り巻く産業廃棄物に関する課題等を解消するために、条例を改正すべき内容等について検討を進め、その状況を「中間案」として取りまとめました。

今後、この「中間案」について、県民、事業者、市町の皆様から幅広い御意見をいただきながら、さらに議論を深め、最終的な答申につなげたいと考えています。

【審議の概要】

◆第1回部会（平成31年3月26日）

- ・産廃条例の運用上の課題及び改正の方向性
- ・産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し

◆第2回部会（令和元年5月17日）

- ・産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
- ・優良認定処理業者への処分の委託時における規制の合理化等
- ・建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等
- ・土地所有者等の責務の見直し

◆第3回部会（令和元年6月28日）

- ・産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
- ・優良認定処理業者への処分の委託時における規制の合理化等
- ・建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等
- ・土地所有者等の責務の見直し

◆第4回部会（令和元年8月7日）

- ・中間案の審議

1 条例改正の必要性等

(1) 条例制定の経緯

産業廃棄物の適正な処理の確保は、産業活動にとって必要不可欠だけでなく、持続可能な社会を構築し、健全で恵み豊かな環境を次代に継承するうえでも重要です。しかしながら、全国的に産業廃棄物の不適正処理は後を絶たず、また、産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、周辺環境への悪影響を懸念する地域住民との間で紛争が生じるなどの問題が多発してきたことから、このような課題の解決に向け、国、都道府県等においては、産業廃棄物行政に係る法令制度等の充実や体制整備に取り組んできました。

国においては、昭和45年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）を制定して以来、累次の改正により、排出事業者責任の強化、産業廃棄物処理業・処理施設設置許可制度の整備や罰則の強化等が行われてきました。

本県においても、こうした国による対策の強化を踏まえながら、産業廃棄物処理施設の設置をめぐる問題の解消に向け、昭和63年に「三重県産業廃棄物処理指導要綱」（以下「指導要綱」という。）を制定し、施設設置の計画段階からの周辺住民との合意形成手続及び関係機関との調整等を規定することで、紛争防止等を図ってきました。

また、平成12年に地方分権一括法が施行され、地方自治体の条例制定権が拡大したことから、平成13年3月に「三重県生活環境の保全に関する条例」（以下「生活環境保全条例」という。）を制定し、排出事業者責任の徹底、県外産業廃棄物の搬入に係る届出の義務化、産業廃棄物処理施設の設置に係る配慮等の規定を整備しました。

さらに、保管と称した産業廃棄物の不適正な処理、土地所有者等の管理責任のあり方、産業廃棄物の処理状況の透明化など、生活環境保全条例施行後に明らかになった課題を解消し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（以下「産廃条例」という。）を平成20年10月に制定し、平成21年4月に施行しました。

(2) 条例改正の必要性

産廃条例の施行後 10 年が経過し、この間に明らかとなった運用上の課題等に対応するため、以下の①から④のとおり、既存規定の見直しや新たな規定の追加を行う必要があると考えられます。

① 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し

現行の産廃条例では、産業廃棄物処理施設を設置する際の周辺住民等との合意形成のあり方について、「知事は、産業廃棄物を処理する施設の設置について、その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めることを基本として、必要な事項を別に定めるものとする。」と規定し、周辺住民等の同意取得、関係機関との事前協議等の具体的な手続を指導要綱で定めています。

指導要綱による手続は、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者（以下「事業計画者」という。）と周辺住民等が合意形成を図る方法として機能してきましたが、地方自治法上の課題（事業計画者に義務を課す規定を条例本則ではなく白地的に要綱に委任していること、産業廃棄物処理業の用に供するための土地利用の可否について、判断権を周辺住民等に付与することにつながりうること）があることから、他自治体における条例制定の動向等も踏まえ、施設設置に係る新たな事前手続としてより望ましい手法に改めたうえで条例本則に規定することで、こうした課題を解消することが必要です。

② 優良認定処理業者への処分の委託時における規制の合理化

平成 22 年の廃棄物処理法の改正により、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者を優良認定処理業者として認定する制度が創設され、また、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する場合における処理状況の確認に係る努力義務規定が設けられました。排出事業者による処理状況の確認について、国は、実地確認による方法のほか、優良認定処理業者が公表している情報により間接的に確認する方法も可とすることを運用通知で示しています。

こうした国の考え方等を踏まえ、排出事業者責任の重要性など産廃条例制定の趣旨等が希薄化しないことを前提に、優良認定処理業者へ委託する場合には既存の規定を見直し、規制の合理化を図ることが必要です。

③ 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等

廃棄物処理法の累次の改正や産廃条例の制定により、排出事業者責任の強化、不法投棄対策の推進等が図られてきました。

しかしながら、依然として、不法投棄等の不適正な処理が発生しており、本県における不法投棄の発生件数は近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近 5 年間では発生件数で約 72%、投棄量で約 99%を占めており、その大半は解体工事により発生したのとなっています。

こうした状況を踏まえ、解体工事受注者（元請業者）の廃棄物の適正処理に係る意識向上を図るための規定を追加し、排出事業者責任の更なる徹底を図っていくことが必要です。

④ 土地所有者等への指導

不法投棄等の不適正処理が行われた土地においては、廃棄物の更なる投棄等による規模の拡大等が懸念され、県内においては不法投棄等が発覚した段階で、侵入防止等の措置を講じていれば、被害の拡大を防ぐことができたと思われる事案が発生しています。

現行の産廃条例においても、土地所有者等に対して、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、その所有地等の適正な管理に努めなければならないとする責務等を定めているところですが、県内で発生している不法投棄事案等を踏まえ、県による指導の実効性を確保するため、土地所有者等への指導に係る規定を追加することが必要です。

2 条例の改正内容（案）及びその考え方

産廃条例については、次の改正を行うことが適当であると考えられます。

（1）産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し

【改正内容（案）】

1 産業廃棄物処理施設の設置等に係る合意形成手続の実施（現行条例 第16条関係）

（1）義務の内容

産業廃棄物処理業に用いる産業廃棄物を処理する施設（以下「処理施設」という。）の設置及び変更（以下「設置等」という。）にあたり、廃棄物処理法に基づく許可申請等に係る事前手続として、周辺住民等と事業計画者との間で合意形成を図るための以下の手続規定を追加します。

① 事業計画書の周知等

事業計画者は、市町の土地利用等に関する協議や生活環境影響調査の結果を踏まえて事業計画書を作成し、県の確認を受けた後に、周辺住民等に事業計画の内容を周知するため、公告し、縦覧に供することとします。

なお、事業計画書の縦覧は、次項の説明会の開催日の14日前以前から手続終了まで行うこととします。

② 説明会の開催等

事業計画者は、周辺住民等が事業計画の内容を把握し理解できるよう、説明会を開催することとします。また、説明会において周辺住民等から出された意見等についての見解書を作成のうえ、当該見解書を公告し、縦覧に供することとします。

なお、説明会は、事業計画書の縦覧開始から14日以後に開催することとします。

③ 周辺住民等の意見等

周辺住民等は、事業計画書及び説明会での説明内容を踏まえ、事業計画者に対し、意見書を提出し生活環境保全上の見地からの意見等を述べるができることとします。また、次項の事業計画者による見解書に対して、なおも生活環境保全上の見地から意見等がある場合には、再度、意見書を提出できることとします。

なお、意見書の提出は、前項の説明会開催日の翌日から30日以内とし、再意見書の提出は、事業計画者による次項の見解書の縦覧開始日の翌日から30日以内とします。

④ 事業計画者による意見等への対応等

事業計画者は、前項の意見等に対する見解書を作成のうえ、当該見解書を公告し、縦覧に供することとします。見解書の作成にあたっては、生活環境保全上の見地からの意見等について適正に配慮し、事業計画に反映することを基本とします。

なお、当該見解書の縦覧は、手続終了まで行うこととします。

⑤ 事業計画への周辺住民等の意見の反映

事業計画者は、周辺住民等からさらなる意見書の提出がなくなった時点で、合意形成手続の結果を踏まえて、必要に応じて事業計画書を補正し、県に対して合意形成手続の終了報告（以下「終了報告」という。）を提出することとします。

なお、周辺住民等から意見等が出され続ける場合において、事業計画者が当該意見等に対して適正な配慮を行ったと判断した場合には、当該意見等への対応は終了しているものとみなし、終了報告を提出できるものとします。

（２）合意形成を図る対象者

合意形成を図る対象者については、現行と同様、次のとおりとします。

- ・事業計画地の隣接地（計画地の敷地境界からおおむね20m以内）の土地所有者等
- ・事業計画地の敷地境界から一定範囲内の居住者等（設置する施設の種類に応じて、その範囲は100mから1,000mの間で変動。例えば、破碎施設の場合は100m、最終処分場の場合はその種類や規模によって500mから1,000m）
- ・河川への放流がある場合には、放流地点からおおむね1,000m以内の放流先の水利権者等

（３）合意形成の成否の判断

県は、事業計画者から提出された終了報告の内容を踏まえ、所定の手続が確実に実施され、周辺住民等からの意見等の内容について適正に配慮された事業計画となっていると認められる場合において、合意形成が図られたと判断し、その結果について事業計画者に通知することとします。

なお、周辺住民等の意見等に配慮した事業計画となっていないと認められる場合には、事業計画者に対して事業計画の補正を求めるとともに、周辺住民等との合意形成が図られていないと認められる場合には、再度必要な合意形成手続の実施を事業計画者に求めることとします。

（４）その他

① 適用除外

工業専用地域への処理施設の設置等や周辺環境へ与える影響が増大しない施設の更新等、合意形成手続を行う必要がないと知事が認める場合には、本手続に係る規定の適用を除外します。

なお、この場合、適用除外要件の該当性を判断するため、事前に知事との協議を求めることを義務付けることとします。

② 環境影響評価法等の手続と併せて実施する場合の取扱い

環境影響評価法又は三重県環境影響評価条例（以下「環境影響評価制度」という。）の対象事業については、本条例に基づく手続を環境影響評価制度の手続と併せて行うことができることとします。ただし、この場合であっても本条例で求める手続を的確に行い、事業計画が周辺住民等の意見等に配慮したものである必要があります。

2 合意形成手続を実施しない者への対応

(1) 勧告及び公表

事業計画者が条例による合意形成手続を適切に実施しない場合や虚偽の報告をした場合は、県が事業計画者に対して必要な条例手続を実施するよう勧告することができる規定を設けます。また、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、その旨及び当該勧告の内容並びに事業計画者名を公表することができる規定を設けます。

なお、公表にあたっては、その必要性を判断するため、意見を述べる機会を付与し、あらかじめ勧告を受けた者の意見を聴取したうえで行うこととします。

(2) 廃棄物処理法上の許可等の取扱い

条例手続を確実に実施しないまま、県に対して廃棄物処理法の規定に基づく許可申請を行った場合は、事業計画者が条例義務を果たさないという事実等を考慮し、廃棄物処理法で規定される欠格要件に該当するもの、又は環境適正配慮要件に該当しないものとして、当該許可申請に対し不許可とすることができる規定を設けます。

(考え方)

1 産業廃棄物処理施設の設置等に係る合意形成手続の実施（現行条例 第16条関係）

(1) 義務の内容

産業廃棄物処理業に用いる処理施設の設置等にあたっては、指導要綱に基づき周辺住民等からの同意取得等を求め、その後の産廃条例施行後においても同意取得手続を要綱に委任し、施設設置許可等の審査に係る事前手続として運用を図ってきました。

しかしながら、事前手続の制度を条例本則ではなく条例から委任された指導要綱で規定し、事業計画者に同意取得等の義務を課しているため、条例本則において直接的に規定することがより適切な事前手続の方法であると考えられます。

また、現在、指導要綱で規定している手続は、事業計画者に周辺住民等からの同意を個別に取得することを求めています。周辺住民等が事業計画の内容を十分に理解したうえで意見等を述べる機会を確保することや、周辺住民等からの生活環境保全上の意見等に対応することについては、事業計画者の判断に委ねているため、事業計画に周辺住民等の意見等が十分反映されない可能性もあります。

以上のことから、これらの課題を解消するため、新たな合意形成手続により、周辺住民等の意見等が事業計画にしっかりと反映されることにより、生活環境により配慮された施設の設置等が図られる制度を条例本則に規定することが必要と考えられます。

今回、新たに規定する手続では、処理施設設置等の計画段階から、事業計画者と周辺住民等とのコミュニケーションが図られるよう、別紙（合意形成手続フロー（案））のとおり、事業計画者が事業計画及び生活環境への保全措置等を周辺住民等に説明し、周辺住民等は当該事業計画等に対して生活環境保全上の見地から意見等を述べるができることとするとともに、これらの手続状況について、周辺住民等が内容を確認できるよう、事業計画の内容や周辺住民等からの意見等の内容及びそれに対する事業計画者の見解を意見書及び見解書として縦覧に供することが適切であると考えられます。

なお、事業計画者が作成する事業計画書の縦覧については、周辺住民等が説明会に先立って十分に事業計画を確認できる期間を設ける必要があることから、説明会の14日前までに縦覧を開始するとともに、周辺住民等が意見書や再意見書を作成するにあたり常に参考とできるようにしておく必要があると考えられることから、意見書及び見解書も含めて手続終了まで縦覧することが妥当であると考えられます。

一方、周辺住民等による意見書の提出期間については、廃棄物処理法第15条第6項及び環境影響評価制度並びに他府県の事例を参考に、説明会の開催日の翌日から30日以内とし、再意見書の提出期間についても、事業計画者による見解書の縦覧開始日の翌日から30日以内とすることが妥当であると考えられます。

また、合意形成手続においては、事業計画者と周辺住民等が生活環境保全上の十分なりスクコミュニケーションを図ることが重要であり、最終的には環境配慮事項を含めた事業計画について周辺住民等からの理解が得られたことをもって合意形成が図られたとすることが適切であると考えられます。

したがって、周辺住民等からの生活環境保全上の見地からの正当な意見が提出される限りにおいては、その時点で理解が得られたとは言えないため、事業計画者としては当該意見等に対し真摯に対応した見解書を示すとともに、その内容を事業計画に反映することが必要と考えられます。その後、事業計画者の見解に対して周辺住民等からさらなる意見書が提出されなくなることをもって、最終的に周辺住民等の理解が得られたと判断し、県に合意形成手続の終了を報告することが妥当であると考えられます。

ただし、周辺住民等から意見等が提出され続ける場合であっても、事業計画者が所定の手続を的確に実施し、周辺住民等からの意見等について最大限配慮した事業計画としたと判断した場合や、周辺住民等からの意見等が著しく正当性を欠くと判断した場合には、終了報告を提出できることとすることが妥当であると考えられます。

(2) 合意形成を図る対象者

現行の指導要綱における同意取得の対象者は、設置する施設に応じて、事業計画地の隣接地所有者、周辺居住者等、水利権者等としていますが、これまでの運用において、対象者に関する課題等は見受けられないことから、今回、新たな合意形成手続に改めるにあたって、合意形成の対象者は現行制度と同様とすることが妥当であると考えられます。

(3) 合意形成の成否の判断

現行の指導要綱による制度では、周辺住民等から個別に同意を取得することとしていることから、当該同意取得に係る手続については事業計画者と個別の周辺住民等との間のみで行われていましたが、今回、新たに規定する手続については、事業計画者と周辺住民等との間で行われた合意形成手続の内容を踏まえて、より生活環境に配慮された施設の設置が図られることが重要であるため、事業計画者から提出された終了報告の内容を踏まえ、県において合意形成の成否を判断し、事業計画への反映状況について確認することが必要と考えられます。

このことから、事業計画者が周辺住民等の意見等に対して示した見解書の内容が、事業計画に反映されているかを県が確認したうえで、周辺住民等の意見等に最大限配慮した事業計画となっていないと認められる場合には、事業計画者に対して計画の補正を求め、周辺住民等の意見等の内容が事業計画に反映されたことを確認できたときに合意形成が図られたと判断することが妥当であると考えられます。また、事業計画者から提出される終了報告の内容等を踏まえ、合意形成が図られていないと認められる場合には、再度必要な合意形成手続の実施を事業計画者に求めることが妥当であると考えられます。

なお、周辺住民等からの意見等に最大限配慮された事業計画となっているか否かについては、県において、必要に応じて有識者の意見聴取を実施する等、慎重に判断することが必要と考えられます。

(4) その他

① 適用除外

現行の指導要綱では、処理施設の設置等に係る紛争の防止や周辺住民等の不安感や不信感の解消を図ることを目的に、原則として、事業計画者に対し事前に周辺住民等の同意を得ること求めています。工業専用地域への処理施設の設置等や周辺環境へ与える影響が増大しない施設の更新等、一定の要件を満たす処理施設の設置等については、同意の取得を不要とする規定を設けており、これまでの運用において、当該手続を経ずに設置された施設について、周辺住民等との紛争が生じる等により事業の停止に至った事例はありません。

このことから、今回新たな合意形成手続に改めるにあたっては、現行制度と同様の内容で合意形成手続に係る規定の適用を除外しても差し支えないものと考えられます。

なお、適用を除外するにあたっては、当該施設の設置等に係る計画内容を個別具体的に確認したうえで除外の可否を判断する必要があるため、現行の指導要綱での運用と同様に、事前に県との協議を義務付けることが妥当であると考えられます。

② 環境影響評価制度対象事業に係る手続の代用

今回新たに規定する合意形成手続については、事業計画者が生活環境により配慮した施設の設置等を行うことにより、周辺住民等との合意形成を図ることを目的としています。環境影響評価制度では、社会的合意形成への努力が促されるものの、関係者等からの意見等をどこまで事業計画に反映させるかについては、事業計画者の判断によることとなっています。

今回新たに規定する合意形成手続においては、説明会の開催や意見書・見解書の手続といった環境影響評価制度に基づく手続と類似の手続を求めることとなるため、環境影響評価制度の対象となる事業計画の場合は、これらの2つの手続を重複して行う必要が生じますが、環境影響評価制度の規定に基づく手続の中で、今回新たに規定する手続が的確に行われ、事業計画が周辺住民等の意見等に配慮したものとなっていると認められるときは、産廃条例で目的とする合意形成が図られたものと考えることが可能です。

このため、本条例で求める手続の対象となる事業計画が環境影響評価制度の対象事業の場合は、環境影響評価制度の手続と併せた形態で手続を進め、合意形成を図っていくことができるものとして、合理的な運用を可能とすることが事業計画者や周辺住民等の負担軽減になるものと考えられます。

2 合意形成手続を実施しない者への対応

(1) 勧告及び公表

今回、新たに規定する合意形成手続については、事業計画者が生活環境により配慮した施設の設置等を行うことにより、周辺住民等との合意形成を図ることとしています。

このため、事業計画者が条例手続を適切に実施しない場合又は県に対して虚偽の報告をした場合、あるいは、条例手続を行わずに、県に対して廃棄物処理法に係る施設設置許可申請や処理業許可申請を行った場合には、県から事業計画者に対して必要となる条例上の事前手続を講じるよう勧告することができ、勧告を受けた事業計画者が、正当な理由なく、なお条例上の事前手続を適切に実施しない場合は、その旨を公表できる規定を設けることが適切であると考えられます。

なお、公表にあたっては、あらかじめ勧告を受けた者の意見を聴取し、その必要性を判断したうえで行うことが適切であると考えられます。

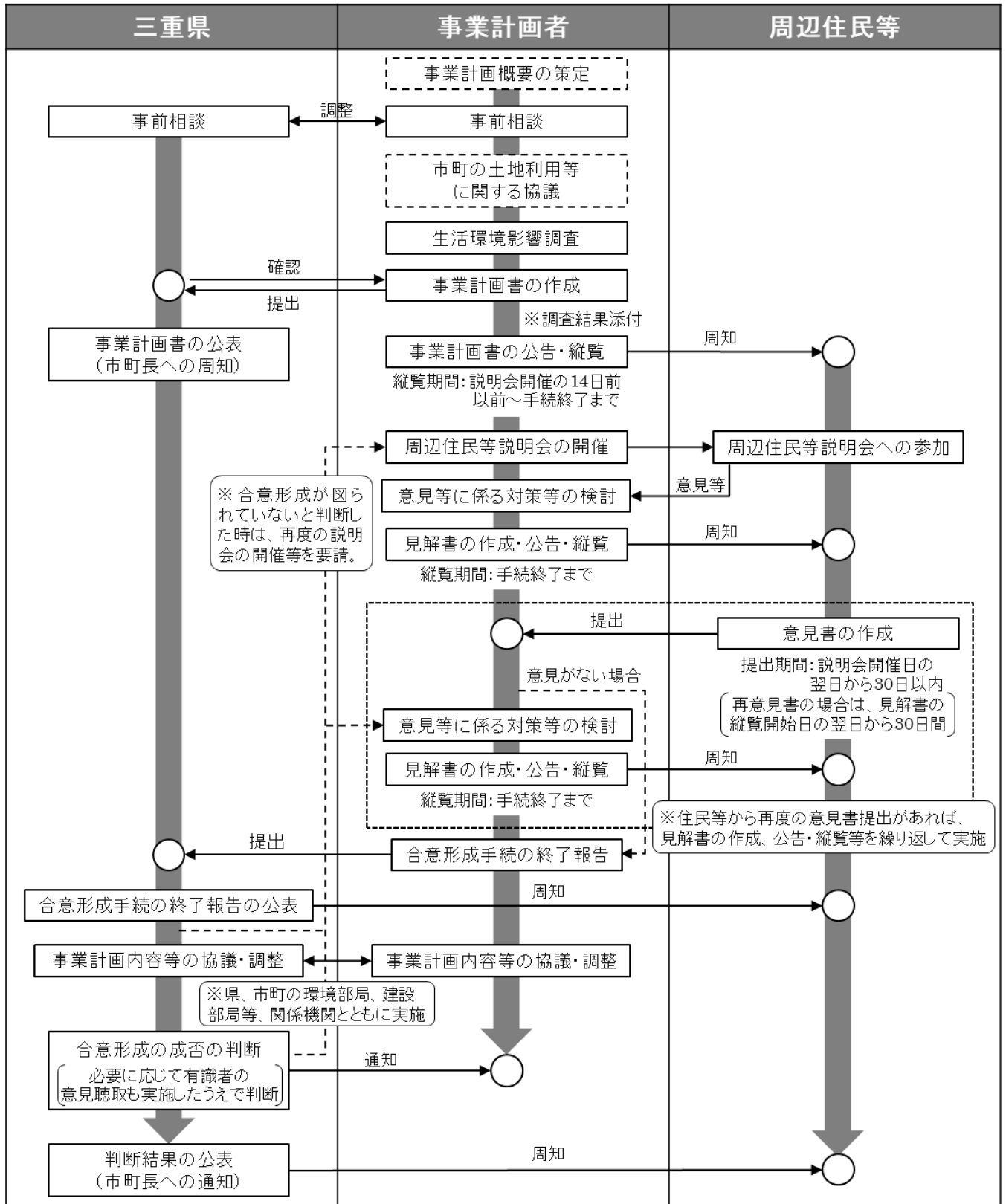
(2) 廃棄物処理法上の許可等の取扱い

産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置に係る許可申請がなされた場合、知事は申請内容が法で定める許可要件に適合するときは許可を行い、一方で許可要件に適合しないときは不許可とするものとされています。

この法で定める許可要件の中で、法第14条第5項第2号イ及び第10項第2号並びに第14条の4第5項第2号及び第10項第2号による法第7条第5項第4号トで規定される申請者の欠格要件（以下「おそれ条項」という。）や、法第15条の2第1項第2号で規定される環境適正配慮要件の該当性については、県がその事実を認定して当該要件に当てはめる判断をする余地があるものと考えられます。

したがって、今回、新たに規定する合意形成手続を適切に行わずに県に対して法の許可申請があった場合については、事業計画者が条例上の義務を果たさないという事実等を考慮し、事業計画者がおそれ条項に該当するものと推定できる旨の規定や、事業計画が環境適正配慮要件に該当しないものと推定できる旨の規定を条例に設け、個別具体的に審査を行った上で、当該許可申請に対し不許可にできるよう規定することが妥当であると考えられます。

合意形成手続フロー（案）



上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査

(2) 優良認定処理業者への処分の委託時における規制の合理化

【改正内容（案）】

1 排出事業者が処分を委託する場合の確認（現行条例 第7条関係）

「優良認定処理業者（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への処分の委託については、現行の産廃条例第7条第1項で規定している処分を委託する場合の確認に関して、現行の産廃条例施行規則第3条第1項で定めている実地確認以外での間接的な方法による確認を可能とする規制の合理化を行います。

2 産業廃棄物の県内搬入に係る届出等（現行条例 第9条～第12条関係）

「優良認定処理業者（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への処分の委託については、現行の産廃条例第9条第1項で規定している産業廃棄物の県内搬入に係る届出に関して、同項ただし書きで規定している届出を不要とする産業廃棄物の数量を「200 t 未満又は 200m³未満」から「1,000 t 未満又は 1,000m³未満」とする規制の合理化を行います。

(考え方)

1 排出事業者が処分を委託する場合の確認（現行条例 第7条関係）

廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとする、排出事業者責任の原則が規定されています。このため、廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりはありません。

排出事業者責任の徹底を図るため、現行の産廃条例第7条では、産業廃棄物の処分を委託する場合に当該委託業者が処分するための能力を有しているかについて確認することを義務付けており、その確認方法は、産廃条例施行規則第3条第1項により実地に調査することとしています。

産廃条例施行後、平成22年の廃棄物処理法の改正により創設された産業廃棄物処理業者の優良認定制度においては、その認定基準の中で産業廃棄物の処理状況や処理施設の維持管理状況等の公表など事業の透明性を確保していることが求められています。優良認定処理業者へ委託する場合、産廃条例第7条で確認を求めている事項に関して、当該処理業者が公表している情報により確認することが可能であると考えられることに加え、優良認定処理業者は遵法性など通常の許可基準よりも厳しい基準を満たしていることを加味すると、実地確認以外の間接的な方法による確認によって、現行の産廃条例第7条で求めている排出事業者としての責務を果たすことができると考えられます。

なお、廃棄物処理法では、優良認定の取消規定がないため、仮に、特定不利益処分を受けるなど、優良認定取得後に認定基準を満たさなくなった場合でも、次の許可更新までの間は、優良認定処理業者として事業を継続できるという運用上の課題があります。このため、こうした特定不利益処分を受けた優良認定処理業者に委託する場合には、実地確認以外の確認方法を認めることは適切ではないと考えられるため、実地確認以外での確認を

可能とする処理業者は、「優良認定処理業者のうち、優良認定の取得後、次の許可更新までの間に特定不利益処分を受けていない者」とすることが適切であると考えられます。

2 産業廃棄物の県内搬入に係る届出等（現行条例 第9条～第12条関係）

現行の産廃条例第9条に基づく県外の排出事業者による産業廃棄物の県内搬入届出制度は、産廃条例第7条の産業廃棄物の処分を委託する場合における委託業者の処分能力の確認義務を県外の排出事業者に対しては課すことができないことから、一定量以上の産業廃棄物を県内に搬入して処分する場合に県知事への届出義務を課し、事前に状況を把握するとともに、不適正な処分等が行われるおそれがある場合に、適切な指導を行うことを目的として設けたものです。

産廃条例制定後、平成22年の廃棄物処理法の改正により、全国一律的に排出事業者に対して、委託業者の処理状況に関する確認の努力義務規定が設けられました。また、産業廃棄物処理業者の優良認定制度が創設され、優良認定を受けるためには、産業廃棄物の処理状況等についてインターネット上で公表することなどによる事業の透明性や遵法性等を有していることが必要です。このため、排出事業者が優良認定処理業者へ処分を委託する場合には、一定の条件のもとで県内搬入の届出を不要とすることについて合理性があるものと考えられます。

県内搬入の届出を引き続き必要とするものとしては、多量の産業廃棄物や有害な産業廃棄物（指定特別管理産業廃棄物）を搬入する場合があります。多量の産業廃棄物の基準としては、廃棄物処理法において、年間1,000t以上の産業廃棄物を排出する事業所を設置する事業者が多量排出事業者と定義されていることを踏まえ、1,000tを基本とすることが妥当であると考えられます。

これらのことを踏まえると、現行の産廃条例第9条第1項で規定している産業廃棄物の県内搬入の届出を不要とする産業廃棄物の数量（一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量）を「200t未満又は200m³未満」から「1,000t未満又は1,000m³未満」とし、現行の産廃条例第9条第2項で規定している指定特別管理産業廃棄物の県内搬入の届出は現行制度を継続することが妥当であると考えられます。

なお、この規制の合理化の対象となる処理業者は、「1 排出事業者が処分を委託する場合の確認」と同様に「優良認定処理業者のうち、優良認定の取得後、次の許可更新までの間に特定不利益処分を受けていない者」とすることが適切であると考えられます。

(3) 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等

【改正内容（案）】

1 解体工事の受注者（元請業者）の義務（新規）

(1) 義務の内容

解体工事の受注者（元請業者）に対して、発注者に当該解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項を書面で説明することを義務付けます。

(2) 対象とする解体工事

建設リサイクル法第9条第1項（同法施行令第2条）に規定する対象建設工事（建物の解体：延床面積80m²以上、工作物等の解体：請負金額500万円以上）については、受注者（元請業者）に対して発注者への説明を義務付け、対象建設工事の規模未達の解体工事については努力義務とします。

(3) 受注者（元請業者）から発注者への説明内容等

工事開始前及び工事完了後、それぞれ次の書面を交付して次の期日までに説明を行うものとします。

<工事開始前>

書面：解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの発生見込量、予定処分先、予定処分方法及び処理費用を記載した書面。

期日：工事を開始する日まで

<工事完了後>

書面：次のいずれかの書面

①最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写し

②最終処分終了報告があった電子マニフェスト情報を出力した書面

③同等の内容が記載された書面（受注者（元請業者）自らが処分を行った場合）

期日：①②の場合は、産業廃棄物管理票又は電子マニフェストにより最終処分が終了した旨の報告を受けた日から15日以内。③の場合は、最終処分が完了した日から15日以内。

(4) 説明に用いた書面の保存

発注者への説明に用いた書面については、発注者の確認を受けたうえで、受注者（元請業者）において5年間保存することを義務付けます。

(5) 勧告及び公表

受注者（元請業者）が発注者に説明を行わなかった場合、虚偽の説明をした場合、又は説明に用いた書面を保存しなかった場合は、県が受注者（元請業者）に対して、これらの責務を果たすよう勧告することができる規定を設けます。また、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、その旨及び当該勧告の内容並びに氏名又は名称を公表することができる規定を設けます。

なお、公表にあたっては、その必要性を判断するため、意見を述べる機会を付与し、あらかじめ勧告を受けた者の意見を聴取したうえで行うこととします。

2 発注者の役割（新規）

（1）適正処理の確認

解体工事の発注者に対して、受注者（元請業者）から説明を受けることにより当該工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の適正処理の確認に努めることとする規定を追加します。

（2）不適正な処理が行われた場合の措置

解体工事の発注者が、当該工事の施工に伴い生じた産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、受注者（元請業者）に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに知事に通報するよう努めることとする規定を追加します。

（考え方）

1 解体工事の受注者（元請業者）の義務（新規）

（1）義務の内容

本県における不法投棄の発生件数は近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約72%、投棄量で約99%を占めており、解体工事に伴い生じたものが、その大半であるという状況です。

解体工事に伴い生ずる産業廃棄物については、重層的な下請構造に起因して処理責任の所在が曖昧になりやすいことから、平成22年の廃棄物処理法の改正により、その処理責任は元請業者にあることが明確化されましたが、県内においては、未だその責任が果たされていない事案が散見されており、元請業者の排出事業者責任をより一層徹底させることが必要です。

このため、解体工事に伴い生じる産業廃棄物が適正に処理されるよう、受注者（元請業者）から発注者に対して、当該産業廃棄物の処理に関する事項の説明を条例で新たに義務付け、受注者（元請業者）の意識の向上を図ることで、排出事業者責任の更なる徹底につなげていくことが適切であると考えられます。

（2）対象とする解体工事

発注者に対する説明の義務付けは、受注者（元請業者）の意識向上が目的であり、小規模な建築物等の解体工事まで説明の義務付け対象にすると、受注者（元請業者）にとって過度な負担になることも考えられることから、対象工事の規模について一定の基準を設けることが適切であると考えられます。

建設リサイクル法では、対象建設工事の受注者（元請業者）から発注者への分別解体等の計画等に係る事前説明と特定建設資材廃棄物に係る再資源化等に係る内容の報告義務が課されており、その義務の履行と併せて説明することが合理的であることから、建設リサイクル法第9条第1項（同法施行令第2条）に規定する対象建設工事（建物の解体：延床面積80m²以上、工作物等の解体：請負金額500万円以上）を本条例による発注者への説明の義務付け対象工事とすることが適切であると考えられます。

ただし、義務付け対象外となる小規模な解体工事が受注の大半である受注者（元請業者）の意識向上も必要であることから、建設リサイクル法の対象建設工事の規模未滿の解体工

事についても同様の説明手続に関して努力義務として規定することが妥当であると考えられます。

(3) 発注者への説明内容等

解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物を適正に処理するためには、工事開始前に、受注者（元請業者）が産業廃棄物の種類ごとの発生量及び処理費用等を適切に見込み、解体工事全体の処理計画を立てることが重要です。このため、工事開始前に、受注者（元請業者）から発注者に説明する内容は、解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの発生見込量、予定処分先、予定処分方法及び処理費用とし、説明は、これらの内容を記載した書面の交付したうえで行うことが適切であると考えられます。

また、工事完了後には、発注者に解体工事の施工に伴い生じた産業廃棄物を適正に処理した旨を説明することが必要と考えられます。そのためには、廃棄物処理法の産業廃棄物管理票や電子マニフェストの情報による説明が適していると考えられるため、工事完了後には、最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票（産業廃棄物管理票E票）の写し又は最終処分終了報告のあった電子マニフェスト情報を出力した書面を交付し、受注者（元請業者）から発注者に適正に処理した旨を説明することが適切であると考えられます。

なお、受注者（元請業者）自らが産業廃棄物を処理した場合は、産業廃棄物管理票の交付や電子マニフェストの使用が発生しないため、これらと同等の内容が記載された書面により受注者（元請業者）から発注者に説明することが適切であると考えられます。

(4) 説明に用いた書面の保存

受注者（元請業者）が発注者への説明に用いた書面については、実際に説明が行われているかを適宜確認することが必要であることから、廃棄物処理法の排出事業者責任を有する受注者（元請業者）に対して5年間保存することを義務付けることが適切であると考えられます。

(5) 勧告及び公表

今回、新たに規定することとしている受注者（元請業者）の責務については、県内の解体工事において排出事業者責任が果たされていない事案が発生している状況に鑑み、受注者（元請業者）に対して排出事業者責任の徹底を求めることを目的として設ける規定です。

このため、受注者（元請業者）が発注者に説明を行わなかった場合、虚偽の説明をした場合、又は説明に用いた書面を保存しなかった場合は、県が受注者（元請業者）に対して、これらの責務を果たすよう勧告することができる規定を設けることが適切であると考えられます。

さらに、勧告を受けた受注者（元請業者）が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、その旨及び当該勧告の内容並びに氏名又は名称を公表することができる規定を設けることが適切であると考えられます。

なお、公表にあたっては、あらかじめ勧告を受けた者の意見を聴取し、その必要性を判断したうえで行うことが適切であると考えられます。

2 発注者の役割（新規）

解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の処理責任は元請業者にあります。県内においては、未だ排出事業者責任が果たされていない事案が散見されています。このため、受注者（元請業者）の排出事業者としての意識向上を図るためには、発注者の協力を求めることも有効であると考えられます。

協力を求める内容については、発注者には廃棄物処理法上の処理責任がないことを考慮し、受注者（元請業者）から説明を受けることにより解体工事の施工に伴い生じる産業廃棄物の適正処理の確認に努めることに加え、当該産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、受注者（元請業者）に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに知事に通報するよう努めるとする努力義務とすることが妥当であると考えられます。

(4) 土地所有者等への指導

【改正内容（案）】

土地所有者等への指導（新規）

知事は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その拡大や悪化のおそれがあると認めるときは、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、不適正な処理の拡大又は悪化の防止のために必要な措置を講ずるよう指導することができる規定を追加します。

(考え方)

不法投棄等の不適正処理が行われた土地においては、廃棄物の更なる投棄等による規模の拡大、廃棄物が放置されることによる周辺への廃棄物の飛散・流出や廃棄物に起因する汚水の浸み出し等が懸念されます。これらを防止するためには、早期の段階で適切な措置を講ずることが重要であり、実際に、県内においては不法投棄等が発覚した段階で、侵入防止等の必要な措置を講じていれば、その拡大や悪化を防ぐことができたと思われる事案が発生しています。

産業廃棄物の不適正処理の未然防止に関しては、土地の適正管理が重要であることから、現行の条例においても、土地所有者等に対して、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、その所有地等の適正な管理に努めなければならないとする責務等を定めているところですが、県内で発生している不法投棄事案等を踏まえ、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その悪化や投棄の拡大が懸念される場合にあっては、県が土地所有者等に対して、必要な措置（立入禁止看板や侵入防止柵の設置、不法投棄廃棄物の撤去など）の実施について指導することができる規定を設け、県による指導の実効性を確保することが妥当であると考えられます。

指摘事項及び課題に対する対応案

1. 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し
(1) 合意形成手続の具体的事項について

	課 題	対応案
1	事業計画書の縦覧期間については合意形成手続終了までとしているが、他の制度で一定期間に区切られている意味を踏まえて検討すべき。	<p>合意形成手続期間中の周辺住民等への事業計画の周知徹底及び周辺住民等による意見等の事業計画への反映の確認といった観点から、手続が終了するまで周辺住民等が事業計画書や見解書を確認できるようにしておくことが必要であると考えています。</p> <p>(参考)</p> <p>「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」(平成 24 年 3 月、環境省総合環境政策局環境影響評価課)において、法定の公表期間後であっても、対象事業に対する国民の理解や環境保全に関する知見の共有・蓄積といった観点から、インターネットを利用した公表を継続することが望まれる。」とされているとともに、「継続性を勘案すると、少なくとも同一の案件に対する環境影響評価手続が終了するまでは、引き続き公開することが望ましいと考えられます。」とされています。</p>
2	再意見書の提出期間は、意見書を出す周辺住民等に配慮した期間とすべき。	事業者による見解書に対して、周辺住民等がその内容をしっかりと認識したうえで、必要に応じて再意見書が提出できる十分な日数を確保するため、ご指摘も踏まえて、再意見書の提出期間を、20 日間から 30 日間に改めます。

3	<p>事業計画者が合意形成の成否を判断するためのタイミングや基準について、県の認識とずれが生じないように整理のうえ、中間案に盛り込むべき。</p>	<p>原則的には、周辺住民等からの意見書の提出がなくなれば事業計画者として「合意形成が図られた」と判断することは適切であると考えますが、仮に、意見書が出され続ける場合については、周辺住民等の意見や事業計画者の見解など、それぞれの内容を踏まえ、県として適切な指導・助言を行う必要があるものと考えています。</p>
4	<p>合意形成手続を適用除外とする具体的な対象については、条例手続の意義や目的に照らして整理すべき。</p>	<p>今回新たに規定する合意形成手続は、事前に周辺住民等と事業計画者が十分にコミュニケーションを図りながら、より一層の生活環境に配慮した施設設置等が行われることをめざしています。ご指摘いただいた観点を踏まえ、現行要綱の適用除外の運用状況を考慮して、整理をします。</p>
5	<p>環境影響評価制度の手続を産廃条例手続に代えて行う場合に、産廃条例上の意見の提出が妨げられないような制度とすべき。</p>	<p>今回検討している産廃条例の手続を環境影響評価制度手続に代えられることとする取扱いについては、環境影響評価の手続を終えたものは、全て産廃条例上の合意形成手続を終えたものとするわけではなく、あくまでも環境影響評価の手続と重複する具体的な手続についてのみ産廃条例の手続に代えることができるものとしたいと考えています。</p>

(2) 条例の実効性の確保について

	課 題	対応案
1	<p>合意形成手続を実施しない者の公表規定については、公共の利益を踏まえて公表が必要な時になされるべきであり、運用上の具体的な手続を整理すべき。</p>	<p>今回の合意形成手続の実施に係る義務違反者に対しては、改善を促すための勧告を行った後においても、正当な理由なく当該義務が果たされない場合に、公表を行う制度とします。</p> <p>なお、公表にあたっては、意見を述べる機会を付与し、あらかじめ勧告を受けた者から意見を聴取したうえで、公表の必要性を判断することとします。</p>
2	<p>おそれ条項の規定を設けることについては、合意形成手続の不履行と廃棄物処理法において求められる適切な業務の運営との関係性を整理し、実際の運用も含めた上で検討が必要である。</p>	<p>おそれ条項の適用については、合意形成手続に関する対応状況を踏まえつつ、廃棄物処理法に基づく適正な事業が期待できるか否か、個別に慎重な判断を行うことが必要と考えます。</p> <p>具体的には、合意形成手続を履行しない事実のほか、条例上の手続の履行勧告を行った際の事業計画者の対応、その他おそれ条項適用に向けての事実行為等を踏まえて判断することが適切と考えています。</p>
3	<p>解釈規定として環境適正配慮の条項を設けることについて、廃棄物処理法におけるリスクコミュニケーションの位置づけを整理のうえ検討が必要である。</p>	<p>これまでの部会での検討において、今回規定する合意形成手続が行われなかったことによりリスクコミュニケーションが図られないことは、適切な環境配慮がなされないことにつながりうるのご意見を踏まえ、そのようなケースに対応するために、環境適正配慮の条項についても入念的に解釈規定を設けることとします。</p>

2. 土地所有者等への指導

	課 題	対応案
1	土地所有者等への指導について、土地所有者の責に帰すべき事由がある場合に限らず、公益上の必要性から指導する必要があることを加味し、当該規定に係る考え方の記載内容を整理する必要がある。	<p>不法投棄等の不適正処理が行われた土地においては、廃棄物の更なる投棄等による規模の拡大、廃棄物が放置されることによる周辺地域への廃棄物の飛散・流出や廃棄物に起因する汚水の浸み出し等が懸念されます。これらを防止するためには、早期の段階で適切な措置を講ずることが重要であることから、公益上の必要性から土地所有者等に対して指導するものです。</p> <p>ご指摘を踏まえ、こうした考え方を盛り込んだ記載内容に見直しを行います。</p>

今後のスケジュール(案)

令和元年8月	第4回三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 ○中間案のとりまとめ
令和元年9月	三重県環境審議会 ○中間案の報告
令和元年10月～11月	中間案パブリックコメント
令和元年11月	第5回三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 ○最終案のとりまとめ
令和元年12月	三重県環境審議会 ○最終案の報告 ○答申
令和2年2月	県議会への議案提出
令和2年4月	改正条例の公布
令和2年7月以降	改正条例の施行

※網掛け部は、事務局にて実施